通則

- 1 検査の費用は、第1節又は第3節の各区分の所定点数により算定する。ただし、検査に当たって患者から検体を穿刺し又は採取した場合は、第1節又は第3節の各区分の所定点数及び第4節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 検査に当たって患者に対し薬剤を施用した場合は、特に規定する場合を除き、前号により算 定した点数及び第5節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 検査に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料(以下この部において「特定保険 医療材料」という。)を使用した場合は、前2号により算定した点数及び第6節の所定点数を 合算した点数により算定する。
- 4 第1節又は第3節に掲げられていない検査であって特殊なものの検査料は、第1節又は第3 節に掲げられている検査のうちで最も近似する検査の各区分の所定点数により算定する。
- 5 対称器官に係る検査の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の検査料 に係る点数とする。
- 6 保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機 関以外の施設に臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第2条に規定する検査を 委託する場合における検査に要する費用については、別に厚生労働大臣が定めるところにより 算定する。

第1節 検体検査料

通則

検体検査の費用は、第1款及び第2款の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。 第1款 検体検査実施料

通則

- 1 入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において検体検査を行った場合は、時間外緊急院内検査加算として、第1款の各区分の所定点数に1日につき200点を所定点数に加算する。ただし、この場合において、同一日に第3号の加算は別に算定できない。
- 2 特定機能病院である保険医療機関においては、入院中の患者に係る検体検査実施料は、基本 的検体検査実施料に掲げる所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算 定する。
- 3 入院中の患者以外の患者に対して実施した検体検査であって、別に厚生労働大臣が定めるものの結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供し、当該検査の結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、外来迅速検体検査加算として、第1 節第1款の各区分に掲げる検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ10点を加算する。

区分

(尿・糞便等検査)

D 0 0 0 尿中一般物質定性半定量検査

26点

注 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。

D001 尿中特殊物質定性定量検査

1 尿蛋白 7点

2 VMA定性(尿)、Bence Jones蛋白定性(尿)、尿グルコース 9点

3 ウロビリノゲン(尿)、先天性代謝異常症スクリーニングテスト(尿)、尿浸透圧 16点

4 ポルフィリン症スクリーニングテスト(尿) 17点

5 N-アセチルグルコサミニダーゼ (NAG) (尿) 41点

6 アルブミン定性(尿) 49点

7 黄体形成ホルモン (LH) 定性 (尿)、フィブリン・フィブリノゲン分解産物 (FDP) (尿)72点

8 アルブミン定量(尿)

105点

10 ワロホルフィリン (尿)	108点
11 δアミノレブリン酸 (δ-ΑLΑ) (尿)	112点
12 ポリアミン(尿)	115点
13 ミオイノシトール(尿)	120点
14 コプロポルフィリン(尿)	139点
15 ポルフォビリノゲン(尿)、総ヨウ素(尿)	191点
16 IV型コラーゲン (尿)	194点
17 シュウ酸(尿)	200点
18 L型脂肪酸結合蛋白 (L-FABP) (尿)、好中球ゼラチナーゼ結	
	210点
19 尿の蛋白免疫学的検査 区分番号D015に掲げる血 漿 蛋白免疫 (1987)	皮字的 検 盆の
例により算定した点数	
20 その他 検査の種類の別により区分番号D007に掲げる血液化	
分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D00	9に掲げる腫
瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の	例により算定
した点数	
注 区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に	掲げる内分泌
学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番	号D010に
掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注につい	ても同様に準
用するものとする。	
D002 尿沈渣 (鏡検法)	27点
注1 同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、	しん
※物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点	
る。	<i>X</i> (10) <i>H</i> (1)
2 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。	
	た記令上粉に
3 染色標本による検査を行った場合は、染色標本加算として、9点	を所定点数に
加算する。	
D002-2 尿沈渣 (フローサイトメトリー法)	24点
注1 同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、	
泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点	数のみ算定す
る。	
2 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。	
D003 糞便検査	
1 虫卵検出(集卵法)(糞便)、ウロビリン(糞便)	15点
2 糞便塗抹顕微鏡検査(虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む。)	20点
3 虫体検出(糞便)	23点
4 糞便中脂質	25点
5 糞便中ヘモグロビン定性	37点
6 虫卵培養(糞便)	40点
7 糞便中へモグロビン	41点
Se de	56点
ふん	
せん	276点
D004 穿刺液・採取液検査	00 H
1 ヒューナー検査	20点
2 胃液又は十二指腸液一般検査	55点
3 髓液一般検査	62点
4 精液一般検査	70点
5 頸管粘液一般検査	75点

107点

108点

9 トランスフェリン(尿)

10 ウロポルフィリン(尿)

	Mr.
6 顆粒球エラスターゼ定性(子)	宮頸管粘液)、IgE定性(涙液) 100点
7 顆粒球エラスターゼ(子宮頸管	
8 マイクロバブルテスト	200点
9 I gGインデックス	426点
10 オリゴクローナルバンド	538点
11 ミエリン塩基性蛋白(MBP)	(髄液) 593点
12 リン酸化タウ蛋白(髄液)、タ	ウ蛋白 (髄液) 641点
13 髓液蛋白免疫学的検查 区	分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の
例に。	より算定した点数 せっ しん
14 髄液塗抹染色標本検査 区名	分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物
の細菌	菌顕微鏡検査の例により算定した点数
15 その他 検査の種類の別に。	より区分番号DOO7に掲げる血液化学検査又は区
分番号D008に掲げ	げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫
瘍マーカー若しくは	区分番号D010に掲げる特殊分析の例により算定
した点数	
注 区分番号D007に掲げる』	血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌
学的検査、区分番号D0091	こ掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に
掲げる特殊分析の所定点数を達	準用した場合は、当該区分の注についても同様に準
用するものとする。	
D004-2 悪性腫瘍組織検査	
1 悪性腫瘍遺伝子検査	
イ EGFR遺伝子検査(リア/	レタイムPCR法) 2,500点
ロ EGFR遺伝子検査(リア)	レタイムPCR法以外) 2,100点
ハ K-ras遺伝子検査	2, 100点
ニ EWS-Fli1遺伝子検査	2, 100点
ホ TLS-CHOP遺伝子検査	至 2,100点
ヘ SYT-SSX遺伝子検査	2, 100点
ト c-kit遺伝子検査	2,500点
チ マイクロサテライト不安定性	生検査 2,100点
リ センチネルリンパ節生検に値	系る遺伝子検査 2,100点
ヌ BRAF遺伝子検査	6,520点
ル RAS遺伝子検査	2,500点
ヲ ROS1融合遺伝子検査	2,500点
	戦等を用いて同一がん種に対して悪性腫瘍遺伝子検
	数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる
点数により算定する。	
イ 2項目	4,000点
口 3項目以上	6,000点
2 抗悪性腫瘍剤感受性検査	2,500点
(血液学的検査)	
D005 血液形態・機能検査	
1 赤血球沈降速度(ESR)	9点
注 当該保険医療機関内で検査を	
2 網赤血球数	12点 客痰)、末梢 血液像(自動機械法) 15点
4 好酸球数	17点
5 末梢血液一般検査	21点
6 末梢血液像(鏡検法)	25点

注 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、特殊染色ごとにそれぞ

		れ27点を所定点数に加算する。	
	7	血中微生物検査	40点
	8	赤血球抵抗試験	45点
	9	ヘモグロビンA1c(HbA1c)	49点
	10	自己溶血試験、血液粘稠度	50点
	11	ヘモグロビンF (HbF)	60点
	12	デオキシチミジンキナーゼ (TK) 活性	233点
	13	ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ (TdT)	250点
	14	骨髄像	837点
	注	主 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、特殊染色ごと	とにそれぞ
		れ40点を所定点数に加算する。	
	15	造血器腫瘍細胞抗原検査(一連につき)	2,000点
D 0 0 6	出血,	凝固検査	
	1	出血時間	15点
	2	プロトロンビン時間(PT)、トロンボテスト	18点
	3	血餅収縮能、毛細血管抵抗試験	19点
	4	フィブリノゲン半定量、フィブリノゲン定量、クリオフィブリノゲン	23点
	5	トロンビン時間	25点
	6	蛇毒試験、トロンボエラストグラフ、ヘパリン抵抗試験	28点
	7	活性化部分トロンボプラスチン時間(APTT)	29点
	8	血小板凝集能	50点
	9	血小板粘着能	64点
	10	アンチトロンビン活性、アンチトロンビン抗原	70点
	11	フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)定性、フィブリン・ス	フィブリノ
	j.	デン分解産物(FDP)半定量、フィブリン・フィブリノゲン分解産物	(FDP)
	Į	至量、プラスミン、プラスミン活性、α1-アンチトリプシン	80点
	12	フィブリンモノマー複合体定性	93点
	13	プラスミノゲン活性、プラスミノゲン抗原、凝固因子インヒビター定性	生(クロス
	3	ミキシング試験)	100点
	14	Dダイマー定性	128点
	15	プラスミンインヒビター (アンチプラスミン)、Dダイマー半定量	131点
	16	von Willebrand因子 (VWF) 活性	136点
	17	Dダイマー	137点
		α 2-マクログロブリン	138点
	19	P I V K A - II	143点
	20	凝固因子インヒビター	152点
		von Willebrand因子 (VWF) 抗原	155点
	22	プラスミン・プラスミンインヒビター複合体 (PIC)、プロテインS	
			162点
	23	プロテインS活性	170点
	24	$\beta - $ トロンボグロブリン ($\beta - $ TG)	177点
	25		178点
		トロンビン・アンチトロンビン複合体(TAT)	186点
	27		193点
		トロンボモジュリン	205点
	29	凝固因子(第II因子、第V因子、第VII因子、第VII因子、第IX因子、第I	
		X I 因子、第 X II 因子、第 X III 因子)	229点
		フィブリンモノマー複合体	233点
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

246点

31 プロテインC抗原

33 プロテインC活性 248点 34 ADAMTS13活性 400点 35 ADAMTS13インヒビター 600点 注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の14から33までに掲げる検査を3項 目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点 数により算定する。 イ 3項目又は4項目 530点 口 5項目以上 722点 D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査 2,100点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合 に算定する。 D006-3 Major BCR-ABL11 mRNA定量(国際標準値) イ 診断の補助に用いるもの 2,520点 ロ モニタリングに用いるもの 2,520点 2 mRNA定量(1以外のもの) 1,200点 D006-4 遺伝学的検査 1 処理が容易なもの 3,880点 2 処理が複雑なもの 5,000点 3 処理が極めて複雑なもの 8,000点 注 別に厚生労働大臣が定める疾患の患者については、別に厚生労働大臣が定める施 設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において 行われる場合に限り算定する。 D006-5 染色体検査(全ての費用を含む。) 2,631点 注 分染法を行った場合は、分染法加算として、397点を所定点数に加算する。 D006-6 免疫関連遺伝子再構成 2,504点 D006-7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型 2,100点 D006-8 サイトケラチン19 (KRT19) mRNA検出 2,400点 D006-9 WT1 mRNA 2,520点 D006-10 CCR4タンパク (フローサイトメトリー法) 10,000点 D006-11 FIP1L1-PDGFRα融合遺伝子検査 3,300点 D006-12 EGFR遺伝子検査(血漿) 2,100点 D006-13 骨髓微小残存病変量測定 1 遺伝子再構成の同定に用いるもの 3,500点 2 モニタリングに用いるもの 2,100点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に 届け出た保険医療機関において実施した場合に限り算定する。 (生化学的検査(I)) D007 血液化学検査 1 総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿 素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ(ALP)、コリンエステ ラーゼ (ChE)、γ-グルタミルトランスフェラーゼ <math>(γ-GT)、中性脂肪、

ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ(LAP)、クレアチンキナーゼ(CK)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄(Fe)、血中ケトン体・糖・クロール検査(試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの)、不飽和鉄結合能(UIBC)(比色法)、総鉄結合能(T

247点

11点

32 t P A · P A I - 1 複合体

IBC) (比色法)

	1 F .=
2 リン脂質	15点
3 HDL-コレステロール、無機リン及びリン酸、総コレステロール、	
ン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラニンアミノトランスフ	
ALT)	17点
4 LDL-コレステロール、蛋白分画	18点
5 銅 (C u)	23点
6 リパーゼ	24点
7 イオン化カルシウム	26点
8 マンガン (Mn)	27点
9 ムコ蛋白	29点
10 ケトン体	30点
11 アポリポ蛋白	
イ 1項目の場合	31点
ロ 2項目の場合	62点
ハ 3項目以上の場合	94点
12 アデノシンデアミナーゼ (ADA)	32点
13 グアナーゼ	35点
14 有機モノカルボン酸、胆汁酸	47点
15 ALPアイソザイム、アミラーゼアイソザイム、γ-GTアイソザイ	ム、LDア
イソザイム、重炭酸塩	48点
16 ASTアイソザイム、リポ蛋白分画	49点
17 アンモニア	50点
18 CKアイソザイム、グリコアルブミン	55点
19 コレステロール分画	57点
20 ケトン体分画、遊離脂肪酸	59点
21 レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ(L-CAT	
22 グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ (G-6-PD)、リポ蛋	
AGディスク電気泳動法)、1,5-アンヒドロ-D-グルシトール	
G)、グリココール酸	80点
23 CK-MB	90点
24 膵分泌性トリプシンインヒビター (PSTI)、LDアイソザイム1	
ニチン、遊離カルニチン	95点
25 ALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP)	96点
26 リポ蛋白 (a)	107点
27 ヘパリン	108点
28 フェリチン半定量、フェリチン定量	111点
29 エタノール	113点
30 心筋トロポニン I 、K L - 6	117点
31 ペントシジン、アルミニウム(A 1)	118点
32 イヌリン、心筋トロポニンT (TnT) 定性・定量	120点
33 シスタチンC	121点
34 リポ蛋白分画(H P L C 法)	129点
$\frac{1}{2}$ が、最白の高($\frac{1}{2}$ になった。 $\frac{1}{2}$ が、 $\frac{1}{2}$	130点
36 肺サーファクタント蛋白-D(SP-D)	136点
37 血液ガス分析、プロコラーゲンーⅢーペプチド(PーⅢ-P)	140点
注 血液ガス分析については、当該保険医療機関内で行った場合に算定	
38 IV型コラーゲン、ミオグロビン定性、ミオグロビン定量、心臓由来脂	たん
白(H-FABP)定性、心臓由来脂肪酸結合蛋白(H-FABP)定	
この「日」「「日」」「一」」「日」」「日」「日」「日」「日」「日」「日」「日」「日」「日」「日」「日」「	里、 / / / / 143点
	140/2/

	39	亜鉛 (Zn)、セレン	144.尽
	40	アンギオテンシン I 転換酵素 (ACE)、IV型コラーゲン・7S、ビタミ	∨ В 12
			148点
	41	ピルビン酸キナーゼ (PK)	150点
	42	葉酸	158点
	43	ALPアイソザイム(PAG電気泳動法)	180点
	44	ヒアルロン酸、心室筋ミオシン軽鎖Ⅰ	184点
	45	庭分泌液中インスリン様成長因子結合蛋白1型(IGFBP-1)定性	185点
	46	レムナント様リポ蛋白コレステロール(RLP-C)、トリプシン	189点
	47	アセトアミノフェン	190点
	48	Mac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体	194点
	49	マロンジアルデヒド修飾LDL(MDA-LDL)	200点
	50	ホスフォリパーゼA2(PLA2)	204点
	51	赤血球コプロポルフィリン	210点
	52	リポ蛋白リパーゼ(LPL)	223点
	53	肝細胞増殖因子(HGF)	227点
	54	2, 5-オリゴアデニル酸合成酵素活性	250点
	55	ビタミンBı	253点
	56	ビタミンB ₂	256点
	57	赤血球プロトポルフィリン	272点
	58	プロカルシトニン (PCT) 定量、プロカルシトニン (PCT) 半定量、	プレセ
	-	プシン定量	301点
	59	インフリキシマブ定性	310点
	60	ビタミンC	314点
	61	1,25-ジヒドロキシビタミンD₃	388点
	62	25-ヒドロキシビタミンD	400点
	注	患者から1回に採取した血液を用いて本区分の1から8までに掲げる検査	を5項
	E	目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に撂	引げる点
	娄	数により算定する。	
	/	7 5項目以上7項目以下	93点
	Ī	2 8項目又は9項目	99点
	,	· 10項目以上	112点
		注 入院中の患者について算定した場合は、入院時初回加算として、初回	1に限り
		20点を所定点数に加算する。	
	(=	上化学的検査(I))	
D 0 0 8	内分泌	ž学的検査	
	1	ヒト 絨 毛性ゴナドトロピン(HCG)定性	55点
	2	11-ハイドロキシコルチコステロイド(11-OHCS)	60点
	3	ホモバニリン酸 (HVA)	69点
	4	バニールマンデル酸(VMA)	90点
	5	5-ハイドロキシインドール酢酸 (5-HIAA)	95点
	6	プロラクチン (PRL)	98点
	7	レニン活性	100点
	8	トリヨードサイロニン (T3)	105点
	9	甲状腺刺激ホルモン(TSH)、ガストリン	107点
	10	インスリン(IRI)	109点
	11	レニン定量、サイロキシン (T ₄)	111点
	12	成長ホルモン (GH)、卵胞刺激ホルモン (FSH)、Cーペプチド (C	PR)、
	責	黄体形成ホルモン(LH)	114点

144点

39 亜鉛 (Zn)、セレン

```
13 アルドステロン、テストステロン
                                                                                                                                           128点
14 遊離サイロキシン (FT4)、遊離トリヨードサイロニン (FT3)、コルチゾール、
   サイロキシン結合グロブリン (TBG)
                                                                                                                                           130点
15 抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体(抗GAD抗体)
                                                                                                                                           134点
16 脳性Na利尿ペプチド(BNP)
                                                                                                                                           136点
17 サイログロブリン
                                                                                                                                           137点
18 サイロキシン結合能 (TBC)、脳性Na利尿ペプチド前駆体N端フラグメント
     (NT-proBNP)、ヒト胎盤性ラクトーゲン (HPL)、ヒト 絨 毛性ゴナド
    h \square U \cup B 
                                                                                                                                           140点
19 カルシトニン
                                                                                                                                           141点
20 ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量、ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HC
   G) 半定量
                                                                                                                                           142点
21 グルカゴン
                                                                                                                                           150点
22 プロゲステロン
                                                                                                                                           155点
23 I型コラーゲン架橋N-テロペプチド(NTX)、酒石酸抵抗性酸ホスファター
   ゼ (TRACP-5b)
                                                                                                                                           156点
24 骨型アルカリホスファターゼ (BAP)
                                                                                                                                           161点
25 低カルボキシル化オステオカルシン (u c O C)
                                                                                                                                           162点
26 オステオカルシン (OC)
                                                                                                                                           165点
27 遊離テストステロン
                                                                                                                                           166点
28 インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド(Intact PINP)
                                                                                                                                           168点
29 I型コラーゲン架橋C-テロペプチドー\beta 異性体 (\beta-CTX) (尿)
                                                                                                                                         169点
30 セクレチン、低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン(HCG)半定量、 I 型コラー
   ゲン架橋 C ーテロペプチドー β 異性体 (β -C T X)、 I 型プロコラーゲン -N -
   プロペプチド (PINP)
                                                                                                                                           170点
31 サイクリックAMP(cAMP)、副甲状腺ホルモン(PTH)、カテコールアミ
                                                                                                                                           175点
32 デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体(DHEA-S)
                                                                                                                                          176点
33 エストリオール (E<sub>3</sub>)、エストロゲン半定量、エストロゲン定量、副甲状腺ホル
   モン関連蛋白C端フラグメント (C-PTHrP)
                                                                                                                                           180点
34 エストラジオール (E<sub>2</sub>)
                                                                                                                                           182点
35 デオキシピリジノリン (DPD) (尿)
                                                                                                                                           191点
36 副甲状腺ホルモン関連蛋白 (PTHrP)
                                                                                                                                           194点
37 17-ケトジェニックステロイド (17-KGS)、副腎皮質刺激ホルモン (ACT
   H)、カテコールアミン
                                                                                                                                           200点
38 エリスロポエチン
                                                                                                                                           209点
39 17-ケトステロイド分画(17-KS分画)、17\alpha-ヒドロキシプロゲステロン(
   17\alpha - OHP)、抗 I A - 2 抗体、プレグナンジオール
                                                                                                                                           213点
40 17-ケトジェニックステロイド分画 (17-KGS分画)
                                                                                                                                           220点
41 メタネフリン
                                                                                                                                           223点
42 ソマトメジンC
                                                                                                                                           224点
43 心房性Na利尿ペプチド(ANP)、メタネフリン・ノルメタネフリン分画
                                                                                                                                           227点
44 抗利尿ホルモン (ADH)
                                                                                                                                           235点
45 プレグナントリオール
                                                                                                                                           240点
46 ノルメタネフリン
                                                                                                                                           250点
47 インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3)
                                                                                                                                           280点
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の12から47までに掲げる検査を3項
```

目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点 数により算定する。 イ 3項目以上5項目以下 410点 ロ 6項目又は7項目 623点 ハ 8項目以上 900点 D009 腫瘍マーカー 1 尿中BTA 80点 2 癌胎児性抗原(CEA) 105点 3 α -フェトプロテイン(AFP) 107点 4 組織ポリペプタイド抗原 (TPA)、扁平上皮癌関連抗原 (SCC抗原) 110点 5 DUPAN-2, NCC-ST-439, CA15-3121点 6 前立腺酸ホスファターゼ抗原(PAP) 124点 7 エラスターゼ1 129点 8 前立腺特異抗原 (PSA)、CA19-9 130点 9 PIVKA-Ⅱ半定量、PIVKA-Ⅱ定量 143点 10 CA72-4、SPan-1、シアリルTn抗原(STN)、神経特異エノラーゼ(N SE) 146点 11 CA125 148点 12 塩基性フェトプロテイン (BFP) 150点 13 核マトリックスプロテイン22(NMP22)定量(尿)、核マトリックスプロテイ ン22 (NMP22) 定性(尿) 151点 14 シアリルLe^x-i抗原(SLX) 152点 15 遊離型PSA比 (PSA F/T比) 158点 16 サイトケラチン8・18 (尿) 160点 17 抗 p 53抗体 163点 18 B C A 225 165点 19 サイトケラチン19フラグメント(シフラ) 167点 20 シアリルLe*抗原(CSLEX) 169点 21 Ⅰ型コラーゲン-C-テロペプチド(ICTP) 170点 22 ガストリン放出ペプチド前駆体 (ProGRP) 175点

22 ガストリン放出ペプチド前駆体 (ProGRP)
 23 CA54/61、癌関連ガラクトース転移酵素 (GAT)
 24 CA602、α-フェトプロテインレクチン分画 (AFP-L3%)
 190点

24 CA602、 α - フェトプロテインレクチン分画 (AFP-L3%) 190点

25 γ-セミノプロテイン (γ-Sm)
 26 ヒト精巣上体蛋白 4 (HE 4)
 200点

27 可溶性メソテリン関連ペプチド 220点

28 癌胎児性抗原(CEA)定性(乳頭分泌液)、癌胎児性抗原(CEA)半定量(乳頭分泌液) 314点

1314点 29 HER2蛋白 320点

30 可溶性インターロイキン-2レセプター (s I L-2 R) 438点

注1 診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から悪性腫瘍の患者であることが強く 疑われる者に対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、1回に限り算定する。 ただし、区分番号B001の3に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定して いる患者については算定しない。

2 患者から1回に採取した血液等を用いて本区分の2から30までに掲げる検査を 2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲 げる点数により算定する。

イ 2項目230点ロ 3項目290点

ハ 4項目以上 420点

D 0 1 0	特殊分析	
2010	1 糖分析 (尿)	38点
	2 結石分析	120点
	3 チロシン	200点
	4 総分岐鎖アミノ酸/チロシンモル比(BTR)	288点
	5 アミノ酸	
	イ 1種類につき	295点
	口 5種類以上	1,212点
	6 アミノ酸定性	350点
	7 脂肪酸分画	429点
	8 先天性代謝異常症検査	1,176点
	注 保険医療機関内において、当該検査を行った場合に患者1人につ	•
	り算定する。	
	(免疫学的検査)	
D 0 1 1	免疫血液学的検査	
	1 ABO血液型、Rh(D)血液型	24点
	2 Coombs 試験	
	イ 直接	34点
	口間接	47点
	3 Rh(その他の因子)血液型	156点
	4 不規則抗体	159点
	注 第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区	分に掲げる心
	・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は同部第11款	の各区分に掲
	げる性器手術のうち区分番号K898に掲げる帝王切開術等を行っ	た場合に算定
	t3.	
	5 ABO血液型関連糖転移酵素活性	191点
	6 血小板関連IgG (PA-IgG)	204点
	7 ABO血液型亜型	260点
	8 抗血小板抗体	262点
	9 血小板第4因子ーヘパリン複合体抗体(IgG抗体)	389点
	10 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体(IgG、IgM及びIgA	
		390点
D 0 1 2	感染症免疫学的検査	د ۱ د ماماد
	1 梅毒血清反応 (STS) 定性、抗ストレプトリジンO (ASO) 定	
	プトリジン〇(ASO)半定量、抗ストレプトリジン〇(ASO)定	
	2 トキソプラズマ抗体定性、トキソプラズマ抗体半定量	26点
	3 抗ストレプトキナーゼ (ASK) 定性、抗ストレプトキナーゼ (A	
		29点
	4 梅毒トレポネーマ抗体定性、マイコプラズマ抗体定性、マイコプラ	
	量	32点
	5 梅毒血清反応(STS)半定量、梅毒血清反応(STS)定量	34点
	6 梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量	53点
	7 アデノウイルス抗原定性(糞便)、迅速ウレアーゼ試験定性	60点
	8 ロタウイルス抗原定性(糞便)、ロタウイルス抗原定量(糞便)9 ヘリコバクター・ピロリ抗体定性・半定量、クラミドフィラ・ニュ	65点
	9 ヘリコハクター・ヒロリ抗体定性・手定重、クラミトフィブ・ニュ G抗体	ーモニエ I g 70点
	G 5.5 日本 10 クラミドフィラ・ニューモニエIg A 抗体	70点
	10 クノミドノイノ・ニューモニエI g A 机体 11 ウイルス抗体価 (定性・半定量・定量) (1項目当たり)	79点
	11 ノイバクル件側(佐は、十佐里、佐里)(15月ヨにリ)	19点

注 同一検体についてウイルス抗体価(定性・半定量・定量)の測定を行った場合

は、8項目を限度として算定する。

は、8項目を収及として昇止りる。	
12 クロストリジウム・ディフィシル抗原定性、ヘリコバクター・ピロ	リ抗体、百日
咳菌抗体定性、百日咳菌抗体半定量	80点
13 HTLV-I抗体定性、HTLV-I抗体半定量	85点
14 トキソプラズマ抗体	93点
15 トキソプラズマIgM抗体	95点
16 抗酸菌抗体定量、HIV-1抗体、抗酸菌抗体定性	116点
17 HIV-1, 2抗体定性、HIV-1, 2抗体半定量、HIV-1	, 2 抗原・抗
体同時測定定性、HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定量	118点
18 HIV-1, 2抗体定量	127点
19 A群 β 溶連菌迅速試験定性	130点
20 カンジダ抗原定性、カンジダ抗原半定量、カンジダ抗原定量	138点
21 ヘモフィルス・インフルエンザb型(Hib)抗原定性(尿・髄液	140点
22 RSウイルス抗原定性、梅毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試	験)定性、梅
毒トレポネーマ抗体(FTA-ABS試験)半定量	142点
23 インフルエンザウイルス抗原定性	143点
24 肺炎球菌抗原定性 (尿・髄液)、ヘリコバクター・ピロリ抗原定性	146点
25 ノロウイルス抗原定性、インフルエンザ菌(無 莢 膜型)抗原定性	、マイコプラ
ズマ抗原定性 (免疫クロマト法)、ヒトメタニューモウイルス抗原定性	生 150点
26 D-アラビニトール、クラミドフィラ・ニューモニエIgM抗体、	クラミジア・
トラコマチス抗原定性	160点
27 アスペルギルス抗原	164点
28 大腸菌〇157抗原定性	165点
29 マイコプラズマ抗原定性(FA法)	170点
30 大腸菌O157抗体定性、HTLV-I抗体	173点
31 クリプトコックス抗原半定量、クリプトコックス抗原定性	179点
32 淋菌抗原定性、単純ヘルペスウイルス抗原定性、大腸菌血清型別	180点
33 アデノウイルス抗原定性(糞便を除く。)、肺炎球菌細胞壁抗原定性	194点
34 肺炎球菌 莢 膜抗原定性(尿・髄液)	204点
35 ブルセラ抗体定性、ブルセラ抗体半定量、グロブリンクラス別クラ	ミジア・トラ
コマチス抗体	206点
36 単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)、単純ヘルペスウイルス	抗原定性(性
器)、アニサキスIgG・IgA抗体	210点
37 ツツガムシ抗体半定量、 $(1 \rightarrow 3) - \beta - D - \mathcal{J}$ ルカン、ツツガムミ	/抗体定性
	213点
38 グロブリンクラス別ウイルス抗体価(1項目当たり)	218点
注 同一検体について、グロブリンクラス別ウイルス抗体価の測定を	行った場合は、
2項目を限度として算定する。	
39 サイトメガロウイルス抗体	220点
40 赤痢アメーバ抗体半定量、レジオネラ抗原定性(尿)	223点
41 デングウイルス抗原定性、デングウイルス抗原・抗体同時測定定性	233点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関におい	て実施した場
合に算定する。	
42 水痘ウイルス抗原定性(上皮細胞)	240点
43 エンドトキシン	250点
44 百日咳菌抗体	272点
45 HIV-1抗体(ウエスタンブロット法)	280点
46 結核菌群抗原定性	291点
47 HIV-2抗体(ウエスタンブロット法)	380点

	48 サイトメガロウイルスpp65抗原定性	387点
	49 HTLV-I抗体(ウエスタンブロット法及びラインブロット法)	425点
	50 H I V 抗原	600点
	50 111 v 抗原 51 抗トリコスポロン・アサヒ抗体	900点
D 0 1 3	肝炎ウイルス関連検査	300/m
DOIO	1 HBs抗原定性・半定量	29点
	2 HBs抗体定性、HBs抗体半定量	32点
	3 HBs抗原、HBs抗体	88点
	4 HBe抗原、HBe抗体	107点
	5 HCV抗体定性・定量、HCVコア蛋白	111点
	6 HBc抗体半定量・定量	141点
	7 HCVコア抗体	143点
	8 HA-IgM抗体、HA抗体、HBc-IgM抗体	146点
	9 HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性、HCV構造蛋白及び非構造蛋白	
	定量	160点
	10 HE-IgA抗体定性	210点
	11 HCV血清群別判定	233点
	12 HBVコア関連抗原 (HBcrAg)	274点
	13 デルタ肝炎ウイルス抗体	330点
	14 HCV特異抗体価、HBVジェノタイプ判定	340点
	注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から14までに掲げる検査	€を3項
	目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に推	引げる点
	数により算定する。	
	イ 3項目	290点
	口 4項目	360点
	ハ 5項目以上	447点
D 0 1 4	自己抗体検査	b
	1 寒冷凝集反応	11点
	2 リウマトイド因子(RF)定量	30点
	3 抗サイログロブリン抗体半定量、抗甲状腺マイクロゾーム抗体半定量	37点
	4 Donath-Landsteiner試験 5 抗核抗体(蛍光抗体法)定性、抗核抗体(蛍光抗体法)半定量、抗核抗体	55点
	5 抗核抗体(蛍光抗体法)定性、抗核抗体(蛍光抗体法)半定量、抗核抗体 抗体法)定量	105点
	が体伝)を重 6 抗核抗体(蛍光抗体法を除く。)、抗インスリン抗体	100点
	7 マトリックスメタロプロテイナーゼー3 (MMP-3)	116点
	8 抗ガラクトース欠損 I g G 抗体定性、抗ガラクトース欠損 I g G 抗体定量	
		- 117点
	9 抗サイログロブリン抗体、抗RNP抗体定性、抗RNP抗体半定量、抗R	
	体定量、抗 J_{0} 一1抗体定性、抗 J_{0} 一1抗体半定量、抗 J_{0} 一1抗体定量	144点
	10 抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体	146点
	11 抗Sm抗体定性、抗Sm抗体半定量、抗Sm抗体定量	155点
	12 抗SS-B/La抗体定性、抗SS-B/La抗体半定量、抗SS-B/	
	定量、C1q結合免疫複合体	161点
	13 抗Scl-70抗体定性、抗Scl-70抗体半定量、抗Scl-70抗体定量	162点
	14 抗SS-A/Ro抗体定性、抗SS-A/Ro抗体半定量、抗SS-A/	Ro抗体
	定量	163点
	15 抗RNAポリメラーゼⅢ抗体	170点
	16 抗DNA抗体定量、抗DNA抗体定性	172点
	17 抗セントロメア抗体定量、抗セントロメア抗体定性	184点

	18	九AKS 九件	190点
	19	抗ミトコンドリア抗体定性、抗ミトコンドリア抗体半定量	191点
	20	モノクローナルRF結合免疫複合体	194点
	21	抗ミトコンドリア抗体定量	200点
	22	IgG型リウマトイド因子	203点
	23	抗シトルリン化ペプチド抗体定性、抗シトルリン化ペプチド抗体定量	210点
	24	抗LKM-1抗体	221点
	25	抗カルジオリピンβ₂グリコプロテインΙ複合体抗体	223点
	26	抗TSHレセプター抗体(TRAb)	232点
	27	抗カルジオリピン抗体	239点
	28	IgG2(TIA法によるもの)	239点
	29	抗デスモグレイン 3 抗体、抗 B P 180 – N C 16a抗体	270点
	30	抗MDA5抗体、抗TIF1-γ抗体、抗Mi-2抗体	270点
	31	抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)	273点
	32	抗好中球細胞質プロテイナーゼ3抗体(PR3-ANCA)	275点
	33	抗糸球体基底膜抗体(抗GBM抗体)	277点
	34	ループスアンチコアグラント定量、ループスアンチコアグラント定性	281点
	35	抗好中球細胞質抗体(ANCA)定性	290点
	36	抗デスモグレイン 1 抗体	300点
	37	甲状腺刺激抗体(TSAb)	340点
	38	I g G 4	377点
	39	IgG2 (ネフェロメトリー法によるもの)	388点
	40	抗GM1IgG抗体、抗GQ1bIgG抗体	460点
	41	抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗AChR抗体)	847点
	42	抗グルタミン酸レセプター抗体	970点
	43	抗アクアポリン4抗体、抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体	1,000点
	44	抗HLA抗体(スクリーニング検査)	1,000点
	45	抗HLA抗体(抗体特異性同定検査)	5,000点
	注]	1 本区分の9から15まで、18及び30に掲げる検査を2項目又は3項目以	人上行った
		場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。	
	4	2 本区分の44及び45に掲げる検査については、別に厚生労働大臣が定め	る施設基
		準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に	おいて実
	しよう	施した場合に算定する。	
D 0 1 5	血漿	蛋白免疫学的検査	
	1	C 反応性蛋白(C R P)定性、C 反応性蛋白(C R P)	16点
	2	赤血球コプロポルフィリン定性、グルコース-6-ホスファターゼ (C	6 - 6 - P
	a	se)	30点
	3	グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ (G-6-PD) 定性、赤血	1球プロト
	Ž	ポルフィリン定性	34点
	4	血清補体価(CH50)、免疫グロブリン	38点
	5	クリオグロブリン定性、クリオグロブリン定量	42点
	6	血清アミロイドA蛋白(SAA)	47点
	7	トランスフェリン (T f)	60点
	8	C 3 、 C 4	70点
	9	セルロプラスミン	90点
	10	非特異的IgE半定量、非特異的IgE定量	100点
	11	β_2 ーマイクログロブリン、トランスサイレチン(プレアルブミン)	107点
	12	特異的 I g E 半定量・定量	110点
	注	主 特異的IgE半定量・定量検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を	:算定する。

190点

18 抗ARS抗体

ただし、患者から1回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,430点を 限度として算定する。

		限度として算定する。	
	13	レチノール結合蛋白(RBP)	136点
	14	α1-マイクログロブリン、ハプトグロビン(型補正を含む。)	140点
	15	アレルゲン刺激性遊離ヒスタミン(HRT)	159点
	16	C ₃ プロアクチベータ	160点
	17	免疫電気泳動法(抗ヒト全血清)	170点
	18	ヘモペキシン	180点
	19	TARC	189点
	20	APRスコア定性	191点
	21	アトピー鑑別試験定性	194点
	22	Bence Jones 蛋白同定 (尿)	203点
	23	癌胎児性フィブロネクチン定性(頸管腟分泌液)	204点
	24	免疫電気泳動法(特異抗血清)	230点
	25	C1インアクチベータ	276点
	26	免疫グロブリンL鎖 κ / λ 比	330点
	27	免疫グロブリン遊離L鎖 κ / λ 比	400点
	28	結核菌特異的インターフェロンーγ産生能	630点
D 0 1 6	細胞機	能検査	
	1	B細胞表面免疫グロブリン	161点
	2	T細胞サブセット検査(一連につき)	194点
	3	^が 顆粒球機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	200点
	4	T細胞・B細胞百分率	204点
	5	[™] 顆粒球スクリーニング検査(種目数にかかわらず一連につき)	220点
	6	赤血球表面抗原検査	270点
	7	リンパ球刺激試験(LST)	
	イ	1薬剤	345点
	口	2薬剤	425点
	ハ	3薬剤以上	515点
	(微	生物学的検査)	
D 0 1 7	排泄物	、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査	
	1	蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	50点
	注	集菌塗抹法を行った場合には、集菌塗抹法加算として、32点を所定	点数に加算
		する。	
	2	保温装置使用アメーバ検査	45点
	3	その他のもの	61点
	注	同一検体について当該検査と区分番号D002に掲げる尿沈渣(鏡検	法) 又は区
	分	番号D002-2に掲げる尿沈渣(フローサイトメトリー法)を併せ	て行った場
	合	は、主たる検査の所定点数のみ算定する。	
D 0 1 8	細菌培	養同定検査	
	1	口腔、気道又は呼吸器からの検体	160点
	2	消化管からの検体	180点
	3	血液又は穿刺液	210点
	4	泌尿器又は生殖器からの検体	170点
	5	その他の部位からの検体	160点
	6	簡易培養	60点
	注 1	1から6までについては、同一検体について一般培養と併せて嫌気	性培養を行

- 注1 1から6までについては、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、嫌気性培養加算として、115点を所定点数に加算する。
 - 2 入院中の患者に対して、質量分析装置を用いて細菌の同定を行った場合は、質

量分析装置加算として、40点を所定点数に加算する。

	重分析装直加昇として、40点を所正点数に加昇する。	
D 0 1 9	細菌薬剤感受性検査	
	1 1 菌種	170点
	2 2 菌種	220点
	3 3 菌種以上	280点
D 0 1 9	- 2 酵母様真菌薬剤感受性検査	150点
D 0 2 0	抗酸菌分離培養検査	
	1 抗酸菌分離培養(液体培地法)	280点
	2 抗酸菌分離培養 (それ以外のもの)	204点
D 0 2 1	抗酸菌同定(種目数にかかわらず一連につき)	361点
D 0 2 2	抗酸菌薬剤感受性検査(培地数に関係なく)	380点
	注 4薬剤以上使用した場合に限り算定する。	
D 0 2 3	微生物核酸同定・定量検査	
	1 細菌核酸検出(白血球)(1菌種あたり)	130点
	2 淋菌核酸検出、クラミジア・トラコマチス核酸検出	204点
	3 HBV核酸定量	279点
	4 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	286点
	5 レジオネラ核酸検出	292点
	6 マイコプラズマ核酸検出	300点
	7 EBウイルス核酸定量	310点
	8 HCV核酸検出、HPV核酸検出、HPV核酸検出(簡易ジェノタイ	プ判定)、
	百日遊遊苗核酸検出	360点
	注 HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)につい	いては、別
	に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局	引長等に届
	け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がASC-U	JSと判定
	された患者又は過去に区分番号K867に掲げる子宮頸部(腟部)切除	余術若 しく
	は区分番号K867-3に掲げる子宮頸部摘出術(腟部切断術を含む	
	た患者に対して行った場合に限り算定する。	
	9 インフルエンザ核酸検出、抗酸菌核酸同定、結核菌群核酸検出	410点
	10 マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセルラー(MAC)核酸板) 出
		421点
	11 HCV核酸定量	437点
	12 HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出、ブドウ球菌 2	メチシリン
	耐性遺伝子検出、SARSコロナウイルス核酸検出、HTLV-1核酸板	负出、単純
	疱疹ウイルス・水痘帯状疱疹ウイルス核酸定量	450点
	13 H I V-1 核酸定量	520点
	注 検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行った場合は、濃縮前処理力	4節として、
	130点を所定点数に加算する。	
	14 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核菌群ピラジナミド耐性遺	遺伝子検出、
	結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出、サイトメガロウイルス核酸検出	850点
	15 細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出	1,700点

16 HPVジェノタイプ判定

合に算定する。

2,000点

17 HIVジェノタイプ薬剤耐性

6,000点

注 5、6、8 (百日咳菌核酸検出に限る。) 又は9 (結核菌群核酸検出に限る。) に掲げる検査の結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供した場合は、迅速微生物核酸同定・定量検査加算として、100点を所定点数に加算する。

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において実施した場

- D023-2 その他の微生物学的検査
 - 1 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PBP2')定性
- 55点

2 尿素呼気試験(UBT)

70点

3 大腸菌ベロトキシン定性

194点

D024 動物使用検査

170点

注 使用した動物の費用として動物の購入価格を10円で除して得た点数を加算する。 (基本的検体検査実施料)

- D025 基本的検体検査実施料(1日につき)
 - 1 入院の日から起算して4週間以内の期間

140点

2 入院の日から起算して4週間を超えた期間

110点

- 注1 特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行った検体 検査について算定する。
 - 2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。
 - イ 尿中一般物質定性半定量検査
 - 口 尿中特殊物質定性定量検査
 - ハ 尿沈渣 (鏡検法)
 - 二 糞便検査
 - ホ 穿刺液・採取液検査
 - へ 血液形態・機能検査
 - ト 出血・凝固検査
 - チ 造血器腫瘍遺伝子検査
 - リ 血液化学検査
 - ヌ 免疫血液学的検査

ABO血液型及びRh (D) 血液型

ル 感染症免疫学的検査

梅毒血清反応(STS)定性、抗ストレプトリジンO(ASO)定性、抗ストレプトリジンO(ASO)半定量、抗ストレプトリジンO(ASO)定量、トキソプラズマ抗体定性、トキソプラズマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定性、梅毒血清反応(STS)半定量、梅毒血清反応(STS)定量、梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量及びHIV-1抗体

ヲ 肝炎ウイルス関連検査

HBs抗原定性・半定量、HBs抗体定性、HBs抗体半定量、HBs抗原、 HBs抗体、HCV抗体定性・定量、HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体定性 及びHCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体半定量

ワ 自己抗体検査

寒冷凝集反応及びリウマトイド因子(RF)定量

- 力 血 漿 蛋白免疫学的検査
 - C反応性蛋白 (CRP) 定性、C反応性蛋白 (CRP)、血清補体価 (CH 50) 及び免疫グロブリン
- ョ 微生物学的検査
- 3 療養病棟、結核病棟又は精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するHIV感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第3節に規定する特定入院料を算定している患者については適用しない。

第2款 検体検査判断料

区分

D026 検体検査判断料

1 尿•糞便等検査判断料

34点

2 血液学的検査判断料

125点

3 生化学的検査(])判断料

144点

4 生化学的検査(Ⅱ)判断料

6 微生物学的検査判断料

144点 144点

5 免疫学的検査判断料

150点

注1 検体検査判断料は該当する検体検査の種類又は回数にかかわらずそれぞれ月1 回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号D027に掲げる基本的検体 検査判断料を算定する患者については、尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判 断料、生化学的検査(I)判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料は 別に算定しない。

- 2 注1の規定にかかわらず、区分番号D000に掲げる尿中一般物質定性半定量 検査の所定点数を算定した場合にあっては、当該検査については尿・糞便等検査 判断料は算定しない。
- 3 検体検査管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者(検体検査管理加算(II)、検体検査管理加算(III)及び検体検査管理加算(III)については入院中の患者に限る。)1人につき月1回に限り、次に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、いずれかの検体検査管理加算を算定した場合には、同一月において他の検体検査管理加算は、算定しない。

イ 検体検査管理加算(I)

40点

□ 検体検査管理加算(I)

100点

ハ 検体検査管理加算(Ⅲ)

300点 500点

- 二 検体検査管理加算(W)
- 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、検体検査管理加算(II)、検体検査管理加算(III)又は検体検査管理加算(III)を算定した場合は、国際標準検査管理加算として、40点を所定点数に加算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D006-4に掲げる遺伝学的検査を実施し、その結果について患者又はその家族に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。
- 6 区分番号D005の14に掲げる骨髄像を行った場合に、血液疾患に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、骨髄像診断加算として、240点を所定点数に加算する。
- 7 区分番号D015の17に掲げる免疫電気泳動法(抗ヒト全血清)又は24に掲げる免疫電気泳動法(特異抗血清)を行った場合に、当該検査に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、免疫電気泳動法診断加算として、50点を所定点数に加算する。

D 0 2 7 基本的検体検査判断料

604 占

- 注1 特定機能病院である保険医療機関において、尿・糞便等検査、血液学的検査、 生化学的検査(I)、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項に掲げる検体検査を入 院中の患者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月 1回に限り算定できるものとする。
 - 2 区分番号D026に掲げる検体検査判断料の注3本文及び注4に規定する施設 基準に適合しているものとして届出を行った保険医療機関(特定機能病院に限 る。)において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者 1人につき月1回に限り、同注に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、同 注に掲げる点数のうちいずれかの点数を算定した場合には、同一月において同注

に掲げる他の点数は、算定しない。

第2節 削除

第3節 生体検査料

通則

- 1 新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して本節に掲げる検査(次に掲げるものを除く。)を行った場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の100又は100分の70に相当する点数を加算する。
 - イ 呼吸機能検査等判断料
 - ロ 心臓カテーテル法による諸検査
 - ハ 心電図検査の注に掲げるもの
 - ニ 負荷心電図検査の注1に掲げるもの
 - ホ 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ (ハートスコープ)、カルジオ タコスコープ
 - へ 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定
 - ト 経皮的酸素ガス分圧測定
 - チ 深部体温計による深部体温測定
 - リ 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢 循環不全状態観察
 - ヌ 脳波検査の注2に掲げるもの
 - ル 脳波検査判断料
 - ヲ 神経・筋検査判断料
 - ワ ラジオアイソトープ検査判断料
 - カ 内視鏡検査の通則第3号に掲げるもの
 - ヨ 超音波内視鏡検査を実施した場合の加算
 - タ 肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法
- 2 3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D200からD242までに掲げる検査(次に掲げるものを除く。)を行った場合は、幼児加算として、各区分に掲げる所定点数に所定点数の100分の40に相当する点数を加算する。
 - イ 呼吸機能検査等判断料
 - ロ 心臓カテーテル法による諸検査
 - ハ 心電図検査の注に掲げるもの
 - ニ 負荷心電図検査の注1に掲げるもの
 - ホ 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ (ハートスコープ)、カルジオ タコスコープ
 - へ 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定
 - ト 経皮的酸素ガス分圧測定
 - チ 深部体温計による深部体温測定
 - リ 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢 循環不全状態観察
 - ヌ 脳波検査の注2に掲げるもの
 - ル 脳波検査判断料
 - ヲ 神経・筋検査判断料

区分

(呼吸循環機能検査等)

通則

- 1 区分番号D200からD204までに掲げる呼吸機能検査等については、各所定点数及び区分番号D205に掲げる呼吸機能検査等判断料の所定点数を合算した点数により算定し、区分番号D206からD214-2までに掲げる呼吸循環機能検査等については、特に規定する場合を除き、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。
- 2 使用したガスの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に加算する。

D200 スパイログラフィー等検査

1 肺気量分画測定(安静換気量測定及び最大換気量測定を含む。) 90点

2 フローボリュームカーブ (強制呼出曲線を含む。) 100点

3 機能的残気量測定 140点

4 呼気ガス分析 100点

5 左右別肺機能検査 1,010点

D 2 0 1 換気力学的検査

1 呼吸抵抗測定

イ 広域周波オシレーション法を用いた場合

ロ その他の場合 60点

2 コンプライアンス測定、気道抵抗測定、肺粘性抵抗測定、1回呼吸法による吸気 分布検査 135点

D202 肺内ガス分布

1 指標ガス洗い出し検査 135点

2 クロージングボリューム測定 135点

D203 肺胞機能検査

1 肺拡散能力検査 180点

2 死腔量測定、肺内シャント検査 135点

D 2 0 4 基礎代謝測定

85点

150点

D 2 0 5 呼吸機能検査等判断料

140点

3,600点

注 呼吸機能検査等の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定するものとする。

D206 心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について)

1 右心カテーテル

2 左心カテーテル 4,000点

- 注1 新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して当該検査を行った場合は、新生児加算又は乳幼児加算として、1については10,800点又は3,600点を、2については12,000点又は4,000点を、それぞれ所定点数に加算する。
 - 2 当該検査に当たって、卵円孔又は欠損孔を通しての左心カテーテル検査、経中隔左心カテーテル検査(ブロッケンブロー)、伝導機能検査、ヒス東心電図、診断ペーシング、期外(早期)刺激法による測定・誘発試験、冠攣縮誘発薬物負荷試験又は冠動脈造影を行った場合は、卵円孔・欠損孔加算、ブロッケンブロー加算、伝導機能検査加算、ヒス東心電図加算、診断ペーシング加算、期外刺激法加算、冠攣縮誘発薬物負荷試験加算又は冠動脈造影加算として、それぞれ800点、2,000点、200点、200点、200点、600点、600点又は1,400点を加算する。
 - 3 血管内超音波検査又は血管内光断層撮影を実施した場合は、血管内超音波検査 加算又は血管内光断層撮影加算として、400点を所定点数に加算する。
 - 4 冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、冠動脈血流予備能測定検査加算として、600点を所定点数に加算する。
 - 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において、血管内視鏡検査を実施した場合は、血管内視 鏡検査加算として、400点を所定点数に加算する。
 - 6 同一月中に血管内超音波検査、血管内光断層撮影、冠動脈血流予備能測定検査 及び血管内視鏡検査のうち、2以上の検査を行った場合には、主たる検査の点数 を算定する。
 - 7 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。
 - 8 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E400に掲げるフィルムの所定点数により算定する。

9 心腔内超音波検査を実施した場合は、心腔内超音波検査加算として、400点を 所定点数に加算する。

D 2 0 7 体液量等測定

1 体液量測定、細胞外液量測定

60点

- 2 血流量測定、皮膚灌流圧測定、皮弁血流検査、循環血流量測定(色素希釈法によるもの)、電子授受式発消色性インジケーター使用皮膚表面温度測定 100点
- 3 心拍出量測定、循環時間測定、循環血液量測定(色素希釈法以外によるもの)、 脳循環測定(色素希釈法によるもの) 150点

注1 心拍出量測定に際してカテーテルを挿入した場合は、心拍出量測定加算として、開始日に限り1,300点を所定点数に加算する。この場合において、挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

- 2 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。
- 4 血管内皮機能検査(一連につき)

200点

5 脳循環測定 (笑気法によるもの)

1,350点

D208 心電図検査

1 四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導

130点

2 ベクトル心電図、体表ヒス束心電図

150点

3 携帯型発作時心電図記憶伝達装置使用心電図検査

150点

4 加算平均心電図による心室遅延電位測定

200点

5 その他(6誘導以上)

90点

注 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した心電図について診断を行った場合は、 1回につき70点とする。

D209 負荷心電図検査

1 四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導

380点

2 その他 (6誘導以上)

190点

- 注1 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した負荷心電図について診断を行った 場合は、1回につき70点とする。
 - 2 区分番号D208に掲げる心電図検査であって、同一の患者につき、負荷心電 図検査と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。
- D210 ホルター型心電図検査

1 30分又はその端数を増すごとに

90点

2 8時間を超えた場合

1,750点

注 解析に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。

D210-2 体表面心電図、心外膜興奮伝播図

1,500点

D210-3 植込型心電図検査

90点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
 - 2 30分又はその端数を増すごとに算定する。
 - 3 解析に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。

D210-4 T波オルタナンス検査

1,100点

D211 トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査

1,400点

- 注1 負荷の回数又は種類にかかわらず所定点数により算定する。
 - 2 区分番号D200に掲げるスパイログラフィー等検査又は区分番号D208に 掲げる心電図検査であって、同一の患者につき当該検査と同一日に行われたもの の費用は、所定点数に含まれるものとする。
 - 3 運動療法における運動処方の作成、心・肺疾患の病態や重症度の判定、治療方 針の決定又は治療効果の判定を目的として連続呼気ガス分析を行った場合には、 連続呼気ガス分析加算として、520点を所定点数に加算する。

D211-2 喘息運動負荷試験

800点

注 喘息の気道反応性の評価、治療方針の決定等を目的として行った場合に算定する。

D211-3 時間内歩行試験

200点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

2 区分番号D200に掲げるスパイログラフィー等検査及び区分番号D220からD223-2までに掲げる諸監視であって、時間内歩行試験と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

D211-4 シャトルウォーキングテスト

200点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

2 区分番号D200に掲げるスパイログラフィー等検査及び区分番号D220からD223-2までに掲げる諸監視であって、シャトルウォーキングテストと同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

D212 リアルタイム解析型心電図

600点

D212-2 携带型発作時心電図記録計使用心電図検査

500点

D213 心音図検査

150点

D214 脈波図、心機図、ポリグラフ検査

1 1検査

60点

2 2 検査

80点

3 3 又は 4 検査

130点

4 5 又は 6 検査

180点

5 7検査以上6 血管伸展性検査

220点 100点

注1 数種目を行った場合でも同時に記録を行った最高検査数により算定する。

- 2 脈波図、心機図又はポリグラフ検査の一部として記録した心電図は、検査数に数えない。
- 3 検査の実施ごとに1から6までに掲げる所定点数を算定する。

D214-2 エレクトロキモグラフ

260点

(超音波検査等)

通則

区分番号D215(3の二の場合を除く。)及びD216に掲げる超音波検査等について、同一患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

D215 超音波検査(記録に要する費用を含む。)

1 Aモード法

150点

2 断層撮影法(心臓超音波検査を除く。)

イ 胸腹部

530点

口 下肢血管

450点

ハ その他 (頭頸部、四肢、体表、末梢血管等)

350点

3 心臓超音波検査

イ 経胸壁心エコー法

880点

ロ Mモード法

500点

ハ 経食道心エコー法

1,500点

ニ 胎児心エコー法

300点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、月1回に限り算定する。
 - 2 当該検査に伴って診断を行った場合は、胎児心エコー法診断加算として、 700点を所定点数に加算する。

ホ 負荷心エコー法

2,010点

4 ドプラ法(1日につき)

イ 胎児心音観察、末梢 血管血行動態検査

20点

口 脳動脈血流速度連続測定

150点

ハ 脳動脈血流速度マッピング法

400点

5 血管内超音波法

4,290点

- 注1 2又は3について、造影剤を使用した場合は、造影剤使用加算として、180点を所定点数に加算する。この場合において、造影剤注入手技料及び麻酔料(区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔に係るものを除く。)は、加算点数に含まれるものとする。
 - 2 2について、パルスドプラ法を行った場合は、パルスドプラ法加算として、 200点を所定点数に加算する。
 - 3 心臓超音波検査に伴って同時に記録した心電図、心音図、脈波図及び心機図の 検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。
 - 4 ドプラ法について、ロ及びハを併せて行った場合は、主たるものの所定点数の みにより算定する。
 - 5 血管内超音波法について、呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ (ハートスコープ)、カルジオタコスコープ、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、所定点数に含まれるものとする。
 - 6 血管内超音波法と同一月中に行った血管内視鏡検査は所定点数に含まれるものとする。
 - 7 4の口について、微小栓子シグナル (HITS/MES) の検出を行った場合は、微小栓子シグナル加算として、150点を所定点数に加算する。

D 2 1 5 - 2 肝硬度測定

200点

D215-3 超音波エラストグラフィー

200点

注 区分番号D215-2に掲げる肝硬度測定を算定する患者については、当該検査 の費用は別に算定しない。

D216 サーモグラフィー検査(記録に要する費用を含む。)

200点

注 負荷検査を行った場合は、負荷検査加算として、負荷の種類又は回数にかかわらず100点を所定点数に加算する。

D216-2 残尿測定検査

1 超音波検査によるもの

55点

2 導尿によるもの

45点

注 残尿測定検査は、患者1人につき月2回に限り算定する。

D217 骨塩定量検査

1 DEXA法による腰椎撮影

360点

注 同一日にDEXA法により大腿骨撮影を行った場合には、大腿骨同時撮影加算 として、90点を所定点数に加算する。

2 MD法、SEXA法等

140点

3 超音波法

80点

注 検査の種類にかかわらず、患者1人につき4月に1回に限り算定する。

(監視装置による諸検査)

D218 分娩監視装置による諸検査

1 1時間以内の場合

480点

2 1時間を超え1時間30分以内の場合

660点

3 1時間30分を超えた場合

840点

D219 ノンストレステスト (一連につき)

200点

D220 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ (ハートスコープ)、カルジ

オタコスコープ

1 1時間以内又は1時間につき

50点

2 3時間を超えた場合(1日につき)

イ 7日以内の場合

150点

ロ 7日を超え14日以内の場合

130点

ハ 14日を超えた場合

50点

- 注1 心電曲線及び心拍数のいずれも観察した場合に算定する。
 - 2 呼吸曲線を同時に観察した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする。
 - 3 人工呼吸と同時に行った呼吸心拍監視の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。
 - 4 同一の患者につき、区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉 鎖循環式全身麻酔と同一日に行われた場合における当該検査の費用は、当該麻酔 の費用に含まれる。

D 2 2 1 削除

D221-2 筋肉コンパートメント内圧測定

620点

注 筋肉コンパートメント内圧測定は骨折、外傷性の筋肉内出血、長時間の圧迫又は動脈損傷等により、臨床的に疼痛、皮膚蒼白、脈拍消失、感覚異常及び麻痺を認める等、急性のコンパートメント症候群が疑われる患者に対して、同一部位の診断を行う場合に、測定の回数にかかわらず1回のみ算定する。

D222 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定

1 1時間以内又は1時間につき

100点

2 5時間を超えた場合(1日につき)

600点

D222-2 経皮的酸素ガス分圧測定(1日につき)

100点

D223 経皮的動脈血酸素飽和度測定(1日につき)

30点

注 人工呼吸と同時に行った経皮的動脈血酸素飽和度測定の費用は、人工呼吸の所定 点数に含まれるものとする。

D223-2 終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定(一連につき)

100点

D224 終末呼気炭酸ガス濃度測定(1日につき)

100点

D225 観血的動脈圧測定 (カテーテルの挿入に要する費用及びエックス線透視の費用を含む。)

1 1時間以内の場合

130点

2 1時間を超えた場合(1日につき)

260点

注 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。

D225-2 非観血的連続血圧測定(1日につき)

100点

注 人工呼吸と同時に行った非観血的連続血圧測定の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。

D 2 2 5 - 3 24時間自由行動下血圧測定

200点

D225-4 ヘッドアップティルト試験

980点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D226 中心静脈圧測定(1日につき)

1 4回以下の場合

120点

2 5回以上の場合

240点

注 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。

D 2 2 7 頭蓋内圧持続測定

1 1時間以内又は1時間につき

125点

2 3時間を超えた場合(1日につき)

600点

D228 深部体温計による深部体温測定(1日につき)

100点

D229 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢 循環不全状態観察(1日

につき) 100点

D 2 3 0 観血的肺動脈圧測定

1 1時間以内又は1時間につき

180点

2 2時間を超えた場合(1日につき)

540点

注1 バルーン付肺動脈カテーテルを挿入した場合は、バルーン付肺動脈カテーテル 挿入加算として、開始日に限り1,300点を所定点数に加算する。この場合におい て、挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

2 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。

D231 人工膵臓検査(一連につき)

5,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。

D231-2 皮下連続式グルコース測定 (一連につき)

700点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
 - 2 注1に規定する届出を行った診療所において行われる場合は、6月に2回に限り算定する。
- D 2 3 2 食道内圧測定検査

780点

D 2 3 3 直腸肛門機能検査

1 1項目行った場合

息00点

2 2項目以上行った場合

1,200点

注 直腸肛門機能検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。

D234 胃・食道内24時間pH測定

1,300点

(脳波検査等)

通則

区分番号D235からD237-2までに掲げる脳波検査等については、各所定点数及び区分番号D238に掲げる脳波検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。

D235 脳波検査(過呼吸、光及び音刺激による負荷検査を含む。)

720点

- 注1 検査に当たって睡眠賦活検査又は薬物賦活検査を行った場合は、賦活検査加算として、これらの検査の別にかかわらず250点を所定点数に加算する。
 - 2 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した脳波について診断を行った場合は、 1回につき70点とする。
- D235-2 長期継続頭蓋内脳波検査(1日につき)

500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出をした保険医療機関において、長期継続頭蓋内脳波検査を実施した場合に算定する。

D235-3 長期脳波ビデオ同時記録検査(1日につき)

1 長期脳波ビデオ同時記録検査1

3,500点

2 長期脳波ビデオ同時記録検査2

900点

注 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。

D 2 3 6 脳誘発電位検査(脳波検査を含む。)

1 体性感覚誘発電位

804点

2 視覚誘発電位

804点

3 聴性誘発反応検査、脳波聴力検査、脳幹反応聴力検査、中間潜時反応聴力検査

804点

注 2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。

4 聴性定常反応

960点

D236-2 光トポグラフィー

1 脳外科手術の術前検査に使用するもの

670点

2 抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用するもの

イ 地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保 健指定医による場合 400点

100///

ロ イ以外の場合

200点

- 注1 2について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
 - 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点 数の100分の80に相当する点数により算定する。

D 2 3 6 - 3 脳磁図 5,100A

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D237 終夜睡眠ポリグラフィー

1 携帯用装置を使用した場合

720点

2 多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合

250点

3 1及び2以外の場合

3,960点

D237-2 反復睡眠潜時試験 (MSLT)

5,000点

D 2 3 8 脳波検査判断料

1 脳波検査判断料1

350点

2 脳波検査判断料 2

180点

- 注1 脳波検査等の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。
 - 2 1については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして 地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。
 - 3 遠隔脳波診断を行った場合については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に 適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関間で行われた場 合に限り算定する。この場合において、受信側の保険医療機関が脳波検査判断料 1の届出を行った保険医療機関であり、当該保険医療機関において常勤の医師が 脳波診断を行い、その結果を送信側の保険医療機関に文書等により報告した場合 は、脳波検査判断料1を算定することができる。

(神経・筋検査)

通則

区分番号D239からD240までに掲げる神経・筋検査については、各所定点数及び区分番号D241に掲げる神経・筋検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。

D 2 3 9 筋電図検査

1 筋電図 (1肢につき (針電極にあっては1筋につき))

300点

2 誘発筋電図(神経伝導速度測定を含む。)(1神経につき)

200点

3 中枢神経磁気刺激による誘発筋電図(一連につき)

息00点

- 注1 2について、2神経以上に対して行う場合には、複数神経加算として、1神経 を増すごとに150点を所定点数に加算する。ただし、加算点数は1,050点を超えな いものとする。
 - 2 3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合 には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。

D239-2 電流知覚閾値測定(一連につき)

200点

D239-3 神経学的検査

500点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D239-4 全身温熱発汗試験

600点

D239-5 精密知覚機能検査

280点

D 2 4 0	神経・筋負荷テスト	
2 2 1 0	1 テンシロンテスト (ワゴスチグミン眼筋力テストを含む。)	130点
	2 瞳孔薬物負荷テスト	130点
	3 乏血運動負荷テスト(乳酸測定等を含む。)	200点
D 2 4 1	神経・筋検査判断料	180点
	注 神経・筋検査等の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するも	のとする。
D 2 4 2	尿水力学的検査	
	1 膀胱内圧測定	260点
	2 尿道圧測定図	260点
	3 尿流測定	205点
	4 括約筋筋電図	310点
D 0 4 0	(耳鼻咽喉科学的検査)	
D 2 4 3	削除	
D 2 4 4	自覚的聴力検査 1 標準純音聴力検査、自記オージオメーターによる聴力検査	350点
	1 標準純音聴力検査、目記オーシオメーターによる聴力検査 2 標準語音聴力検査、ことばのききとり検査	350点
	3 簡易聴力検査	290点
	イ 気導純音聴力検査	110点
	ローその他(種目数にかかわらず一連につき)	40点
	4 後迷路機能検査 (種目数にかかわらず一連につき)	400点
	5 内耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)、耳鳴検査(種目数	
	ず一連につき)	400点
	6 中耳機能検査(種目数にかかわらず一連につき)	150点
D 2 4 4 -		,,,,
	1 1回目	1,300点
	2 2回目以降	700点
	注 補聴器適合検査は、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合してい	るものとし
	て、地方厚生局長等に届出をした保険医療機関において、患者1人につ	き月2回に
	限り算定する。	
D 2 4 5	鼻腔通気度検査	300点
D 2 4 6	アコースティックオトスコープを用いた鼓膜音響反射率検査	100点
D 2 4 7	他覚的聴力検査又は行動観察による聴力検査	
	1 鼓膜音響インピーダンス検査	290点
	2 チンパノメトリー	340点
	3 耳小骨筋反射検査	450点
	4 遊戲聴力検査	450点
	5 耳音響放射 (OAE) 検査	
	イ 自発耳音響放射 (SOAE)	100点
	ローその他の場合	300点
D 2 4 8	耳管機能測定装置を用いた耳管機能測定	450点
D 2 4 9	場電図 - 不作 We de lo	750点
D 2 5 0	平衡機能検査	00 =
	1 標準検査(一連につき)	20点
	2 刺激又は負荷を加える特殊検査(1種目につき)	120点
	3 頭位及び頭位変換眼振検査	000 H
	イ 赤外線CCDカメラ等による場合	300点
	ローその他の場合	140点
	4 電気眼振図(誘導数にかかわらず一連につき) イ 皿電極により4誘導以上の記録を行った場合	400点
	イ 皿電極により 4 誘導以上の記録を行った場合	400尽

ロ その他の場合 260点

5 重心動揺計、下肢加重検査、フォースプレート分析、動作分析検査 250点注 5について、パワー・ベクトル分析を行った場合には、パワー・ベクトル分析加算として200点を、刺激又は負荷を加えた場合には、刺激又は負荷加算として、1種目につき120点を所定点数に加算する。

D 2 5 1 音声言語医学的検査

1 喉頭ストロボスコピー 450点

2 音響分析 450点

3 音声機能検査 450点

D 2 5 2 扁桃マッサージ法 40点

D253 嗅覚検査

1 基準嗅覚検査 450点

2 静脈性嗅覚検査 45点

D 2 5 4 電気味覚検査(一連につき) 300点

(眼科学的検査)

通則

コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、区分番 号D282-3に掲げるコンタクトレンズ検査料のみ算定する。

D 2 5 5 精密眼底検査(片側)

56点

D255-2 汎網膜硝子体検査(片側)

150点

注 患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、汎網膜硝子体検査と併せて行った、区分番号D255に掲げる精密眼底検査(片側)、D257に掲げる細隙燈顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)又はD273に掲げる細隙燈顕微鏡検査(前眼部)に係る費用は所定点数に含まれるものとする。

D256 眼底カメラ撮影

1 通常の方法の場合

イアナログ撮影

54点

ロ デジタル撮影

58点

2 蛍光眼底法の場合

400点

3 自発蛍光撮影法の場合

510点

- 注1 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数 に加算する。(1の口の場合を除く。)
 - 2 広角眼底撮影を行った場合は、広角眼底撮影加算として、100点を所定点数に加算する。

D256-2 眼底三次元画像解析

200点

注 患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、眼底三次元画像解析と併せて行った、区分番号D256の1に掲げる眼底カメラ撮影の通常の方法の場合に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。

D256-3 光干渉断層血管撮影

400点

注 光干渉断層血管撮影は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、当該検査と併せて行った、区分番号D256に掲げる眼底カメラ撮影に係る費用は、所定 点数に含まれるものとする。

D257 細隙燈顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)

112点

注 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に 加算する。

D258 網膜電位図(ERG)

230点

D 2 5 8 - 2 網膜機能精密電気生理検査(多局所網膜電位図)

500点

D 2 5 9 精密視野検査(片側)

38点

D 2 6 0 量的視野検査(片側)

1 動的量的視野検査 195点 2 静的量的視野検査 290点 D 2 6 1 屈折検査 1 6歳未満の場合 69点 1以外の場合 69点 D 2 6 2 調節検査 70点 D 2 6 3 矯正視力検査 1 眼鏡処方箋の交付を行う場合 69点 2 1以外の場合 69点 D263-2 コントラスト感度検査 207点 注 コントラスト感度検査は、患者1人につき手術の前後においてそれぞれ1回に限 り算定する。 D 2 6 4 精密眼圧測定 注 水分の多量摂取、薬剤の注射、点眼、暗室試験等の負荷により測定を行った場合 は、負荷測定加算として、55点を所定点数に加算する。 D 2 6 5 角膜曲率半径計測 84点 D265-2 角膜形状解析検査 105点 注 角膜形状解析検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、当該検査 と同一月内に行った区分番号D265に掲げる角膜曲率半径計測は所定点数に含ま れるものとする。 D 2 6 6 光覚検査 42点 D 2 6 7 色覚検査 1 アノマロスコープ又は色相配列検査を行った場合 70点 2 1以外の場合 48点 D 2 6 8 眼筋機能精密検査及び輻輳検査 48点 D 2 6 9 眼球突出度測定 38点 D 2 6 9 - 2 光学的眼軸長測定 150点 D270 削除 D 2 7 0 - 2 ロービジョン検査判断料 250点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に 届け出た保険医療機関において行われる場合に1月に1回に限り算定する。 D 2 7 1 角膜知覚計検査 38点 D272 両眼視機能精密検査、立体視検査(三杆法又はステレオテスト法による)、網膜対応検 査 (残像法又はバゴリニ線條試験による) 48点 D 2 7 3 細隙燈顕微鏡検査(前眼部) 48点 注 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を所定点数に 加算する。 D 2 7 4 前房隅角検査 38点 D274-2 前眼部三次元画像解析 265点 注 前眼部三次元画像解析は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、当該 検査と併せて行った区分番号D265-2に掲げる角膜形状解析検査及び区分番号 D274に掲げる前房隅角検査に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。 D 2 7 5 圧迫隅角検査 76点 D275-2 前房水漏出検査 149点

> 注 緑内障濾過手術後の患者であって、術後から1年を経過していないものについて、 前房水漏出が強く疑われる症例に対して当該検査を行った場合に限り算定する。

> > 42点

100点

D 2 7 6 網膜中心血管圧測定

1 簡単なもの

2 複雑なもの

38点

D277-2 涙道内視鏡検査

640点

注 同一日に区分番号K202に掲げる涙管チューブ挿入術を実施した場合には、涙 道内視鏡検査は算定できない。

D278 眼球電位図(EOG)

260点

D 2 7 9 角膜内皮細胞顕微鏡検査

160点

D280 レーザー前房蛋白細胞数検査

160点

D281 瞳孔機能検査(電子瞳孔計使用)

160点

D282 中心フリッカー試験

38点

D282-2 行動観察による視力検査

1 PL (Preferential Looking) 法

100点

2 乳幼児視力測定 (テラーカード等によるもの)

60点

D282-3 コンタクトレンズ検査料

1 コンタクトレンズ検査料1

200点

2 コンタクトレンズ検査料 2

180点

3 コンタクトレンズ検査料3

56点

4 コンタクトレンズ検査料4

50点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料1、2又は3を算定し、当該保険医療機関以外の保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料4を算定する。
 - 2 注1により当該検査料を算定する場合は、区分番号A000に掲げる初診料の 注9及び区分番号A001に掲げる再診料の注7に規定する夜間・早朝等加算は 算定できない。
 - 3 当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズの装用を目的に受診したことのある患者について、 当該検査料を算定した場合は、区分番号A000に掲げる初診料は算定せず、区 分番号A001に掲げる再診料又は区分番号A002に掲げる外来診療料を算定 する。

(皮膚科学的検査)

D282-4 ダーモスコピー

72点

注 検査の回数又は部位数にかかわらず、4月に1回に限り算定する。

(臨床心理・神経心理検査)

D283 発達及び知能検査

1 操作が容易なもの

80点

2 操作が複雑なもの

280点

3 操作と処理が極めて複雑なもの

450点

注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみの所定点数 により算定する。

D284 人格検査

1 操作が容易なもの

80点

2 操作が複雑なもの

280点 450点

3 操作と処理が極めて複雑なもの 4

注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみの所定点数 により算定する。

D285 認知機能検査その他の心理検査

1 操作が容易なもの

80点

2 操作が複雑なもの

280点

3 操作と処理が極めて複雑なもの

450点

注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみの所定点数 により算定する。

(負荷試験等)

D286 肝及び腎のクリアランステスト

150点

- 注1 検査に当たって、尿管カテーテル法、膀胱尿道ファイバースコピー又は膀胱尿道鏡検査を行った場合は、区分番号D318に掲げる尿管カテーテル法、D317に掲げる膀胱尿道ファイバースコピー又はD317-2に掲げる膀胱尿道鏡検査の所定点数を併せて算定する。
 - 2 検査に伴って行った注射、採血及び検体測定の費用は、所定点数に含まれるものとする。

D286-2 イヌリンクリアランス測定

1,280点

D287 内分泌負荷試験

1 下垂体前葉負荷試験

イ 成長ホルモン (GH) (一連として)

1,200点

注 患者1人につき月2回に限り算定する。

ロ ゴナドトロピン (LH及びFSH) (一連として月1回)

ハ 甲状腺刺激ホルモン (TSH) (一連として月1回)

1,600点 1,200点

ニ プロラクチン (PRL) (一連として月1回)

1,200点

ホ 副腎皮質刺激ホルモン (ACTH) (一連として月1回)

1,200点

2 下垂体後葉負荷試験(一連として月1回)

1,200点 1,200点

3 甲状腺負荷試験(一連として月1回)4 副甲状腺負荷試験(一連として月1回)

1,200点

5 副腎皮質負荷試験

イ 鉱質コルチコイド (一連として月1回)

1,200点

ロ 糖質コルチコイド (一連として月1回)

1,200点

6 性腺負荷試験(一連として月1回)

1,200点

注1 1月に3,600点を限度として算定する。

2 負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定の費用は、採血回数及び測定 回数にかかわらず、所定点数に含まれるものとする。ただし、区分番号D419 の5に掲げる副腎静脈サンプリングを行った場合は、当該検査の費用は別に算定 できる。

D288 糖負荷試験

1 常用負荷試験(血糖及び尿糖検査を含む。)

200点

2 耐糖能精密検査 (常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中C-ペプチド測定を行った場合)、グルカゴン負荷試験 900点

注 注射、採血及び検体測定の費用は、採血回数及び測定回数にかかわらず所定点数 に含まれるものとする。

D289 その他の機能テスト

1 膵機能テスト (PFDテスト)

100点

2 肝機能テスト (ICG1回又は2回法、BSP2回法)、ビリルビン負荷試験、 馬尿酸合成試験、フィッシュバーグ、水利尿試験、アジスカウント (Addis尿沈渣 定量検査)、モーゼンタール法、ヨードカリ試験 100点

3 胆道機能テスト、胃液分泌刺激テスト

700点

4 セクレチン試験

3,000点

注 検査に伴って行った注射、検体採取、検体測定及びエックス線透視の費用は、全 て所定点数に含まれるものとする。 D290 卵管通気・通水・通色素検査、ルビンテスト

100点

D290-2 尿失禁定量テスト (パッドテスト)

100点

D291 皮内反応検査、ヒナルゴンテスト、鼻アレルギー誘発試験、過敏性転嫁検査、薬物光線 貼布試験、最小紅斑量(MED)測定

1 21箇所以内の場合(1箇所につき)

16点

2 22箇所以上の場合(一連につき)

350点

D291-2 小児食物アレルギー負荷検査

1,000点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、9歳未満の患者に対して食物アレルギー負荷検査を行った場合に、年2回に限り算定する。

2 小児食物アレルギー負荷検査に係る投薬、注射及び処置の費用は、所定点数に 含まれるものとする。

D291-3 内服・点滴誘発試験

1,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、2月に1回に限り算定する。

(ラジオアイソトープを用いた諸検査)

通則

区分番号D292及びD293に掲げるラジオアイソトープを用いた諸検査については、各区分の所定点数及び区分番号D294に掲げるラジオアイソトープ検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。

D292 体外からの計測によらない諸検査

1 循環血液量測定、血漿量測定

480点

2 血球量測定

800点

3 吸収機能検査、赤血球寿命測定

1,550点 2,600点

4 造血機能検査、血小板寿命測定

- 注1 同一のラジオアイソトープを用いて区分番号D292若しくはD293に掲げる検査又は区分番号E100からE101-4までに掲げる核医学診断のうちいずれか2以上を行った場合の検査料又は核医学診断料は、主たる検査又は核医学診断に係るいずれかの所定点数のみにより算定する。
 - 2 検査に数日を要した場合であっても同一のラジオアイソトープを用いた検査は、 一連として1回の算定とする。
 - 3 核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする。

D293 シンチグラム (画像を伴わないもの)

1 甲状腺ラジオアイソトープ摂取率(一連につき)

365点

2 レノグラム、肝血流量(ヘパトグラム)

575点

注 核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする。

D294 ラジオアイソトープ検査判断料

110点

注 ラジオアイソトープを用いた諸検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算 定するものとする。

(内視鏡検査)

通則

- 1 超音波内視鏡検査を実施した場合は、超音波内視鏡検査加算として、300点を所定点数に加 算する。
- 2 区分番号D295からD323まで及びD325に掲げる内視鏡検査について、同一の患者 につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用 は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。
- 3 当該保険医療機関以外の医療機関で撮影した内視鏡写真について診断を行った場合は、1回 につき70点とする。
- 4 写真診断を行った場合は、使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点

数を所定点数に加算する。

5 緊急のために休日に内視鏡検査を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である内視鏡検査(区分番号D324及びD325に掲げるものを除く。)を行った場合において、当該内視鏡検査の費用は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。

イ 休日加算

所定点数の100分の80に相当する点数

ロ 時間外加算(入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。)

所定点数の100分の40に相当する点数

ハ 深夜加算

所定点数の100分の80に相当する点数

ニ イからハまでにかかわらず、区分番号A000に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である内視鏡検査を行った場合 所定点数の100分の40に相当する点数

D 2 9 5 関節鏡検査(片側)

720点

D 2 9 6 喉頭直達鏡検査

190点

D296-2 鼻咽腔直達鏡検査

220点

D 2 9 7 削除

D298 嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコピー (部位を問わず一連につき)

600点

D298-2 内視鏡下嚥下機能検査

720点

D299 喉頭ファイバースコピー

600点

D300 中耳ファイバースコピー

240点

D300-2 顎関節鏡検査(片側)

1,000点

D301 削除

D302 気管支ファイバースコピー

2,500点

注 気管支肺胞洗浄法検査を同時に行った場合は、気管支肺胞洗浄法検査同時加算と して、200点を所定点数に加算する。

D302-2 気管支カテーテル気管支肺胞洗浄法検査

320点

D303 胸腔鏡検査

7, 200点

D304 縦隔鏡検査

7,000点

D305 削除

D306 食道ファイバースコピー

800点

- 注1 粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。
 - 2 拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。

D307 削除

D308 胃・十二指腸ファイバースコピー

1,140点

- 注1 胆管・膵管造影法を行った場合は、胆管・膵管造影法加算として、600点を所 定点数に加算する。ただし、諸監視、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用 (フィルムの費用は除く。) は所定点数に含まれるものとする。
 - 2 粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。
 - 3 胆管・膵管鏡を用いて行った場合は、胆管・膵管鏡加算として、2,800点を所 定点数に加算する。
 - 4 拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加 算として、200点を所定点数に加算する。

D309 胆道ファイバースコピー

4,000点

D310 小腸内視鏡検査

1 ダブルバルーン内視鏡によるもの

7,800点

3 カプセル型内視鏡によるもの 1,700点 4 その他のもの 1,700点 注1 2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。 2 4について、粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定 点数に加算する。 D310-2 消化管通過性検査 600点 D311 直腸鏡検査 300点 D311-2 肛門鏡検査 200点 D312 直腸ファイバースコピー 550点 注 粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算する。 D313 大腸内視鏡検査 1 ファイバースコピーによるもの イ S状結腸 900点 ロ 下行結腸及び横行結腸 1,350点 ハ 上行結腸及び盲腸 1,550点 2 カプセル型内視鏡によるもの 1,550点 注1 粘膜点墨法を行った場合は、粘膜点墨法加算として、60点を所定点数に加算す 2 拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加 算として、200点を所定点数に加算する。 D314 腹腔鏡検査 2,160点 D315 腹腔ファイバースコピー 2,160点 D316 クルドスコピー 400点 膀胱尿道ファイバースコピー D 3 1 7 950点 注 狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定 点数に加算する。 D317-2 膀胱尿道鏡検査 注 狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定 点数に加算する。 D318 尿管カテーテル法 (ファイバースコープによるもの) (両側) 注 膀胱尿道ファイバースコピー及び膀胱尿道鏡検査の費用は、所定点数に含まれる ものとする。 D319 腎盂尿管ファイバースコピー (片側) 1,800点 D320 ヒステロスコピー 220点 D321 コルポスコピー 210点 D322 子宮ファイバースコピー 800点 D323 乳管鏡検査 960点 D324 血管内視鏡検査 2,040点 注1 血管内視鏡検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。 2 呼吸心拍監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、造影剤注入手技及び エックス線診断の費用(フィルムの費用は除く。)は、所定点数に含まれるもの D325 肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法 3,600点 注1 新生児又は3歳未満の乳幼児(新生児を除く。)に対して当該検査を行った場 合は、新生児加算又は乳幼児加算として、それぞれ10,800点又は3,600点を所定 点数に加算する。

2 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使

5,000点

2 シングルバルーン内視鏡によるもの

用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。

3 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E400に掲げるフィルムの所定点数により算定する。

第4節 診断穿刺·検体採取料

通則

1 手術に当たって診断穿刺又は検体採取を行った場合は算定しない。

2 処置の部と共通の項目は、同一日に算定できない。

区分

D400 血液採取(1日につき)

1 静脈 30点

2 その他 6点

注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。

2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、25点を所定点数 に加算する。

3 血液回路から採血した場合は算定しない。

D401 脳室穿刺

500点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D402 後頭下穿刺

300点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D403 腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺(脳脊髄圧測定を含む。)

220年

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D404 骨髓穿刺

1 胸骨

260点

2 その他

280点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D404-2 骨髓生検

730点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

405 関節穿刺(片側)

100点

注 3歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D406 上顎洞穿刺(片側)

60点 180点

D406-2 扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺(片側)

240点

D407 腎嚢胞又は水腎症穿刺

240点

注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数に加算する。

D408 ダグラス窩穿刺

240点 200点

D409 リンパ節等穿刺又は針生検

D409-2 センチネルリンパ節生検(片側) 1 併用法

5,000点

2 単独法

3,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け 出た保険医療機関において、乳がんの患者に対して、1については放射性同位元素 及び色素を用いて行った場合に、2については放射性同位元素又は色素を用いて行った場合に算定する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。

D410 乳腺穿刺又は針生検(片側)

1 生検針によるもの

650点 200点

2 その他

- - - - H

D411 甲状腺穿刺又は針生検

150点

D412 経皮的針生検法(透視、心電図検査及び超音波検査を含む。)

1,600点 1,400点

D413 前立腺針生検法

310点

D414 内視鏡下生検法(1臓器につき)

D414-2 超音波内視鏡下空刺吸引生検法(EUS-FNA) 4,800点 D415 経気管肺生検法 4,800点 注1 ガイドシースを用いた超音波断層法を併せて行った場合は、ガイドシース加算 として、500点を所定点数に加算する。 2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等 に届け出た保険医療機関において、CT透視下に当該検査を行った場合は、CT 透視下気管支鏡検査加算として、1,000点を所定点数に加算する。 D415-2 超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法(EBUS-TBNA) 5,500点 D415-3 経気管肺生検法 (ナビゲーションによるもの) 5,500点 D416 臟器穿刺、組織採取 1 開胸によるもの 9,070点 2 開腹によるもの (腎を含む。) 5,550点 注 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、2,000点を所定点数に加算する。 D417 組織試験採取、切採法 1 皮膚(皮下、筋膜、腱及び腱鞘を含む。) 500点 2 筋肉(心筋を除く。) 1,500点 3 骨、骨盤、脊椎 4,600点 4 眼 イ 後眼部 650点 ロ その他(前眼部を含む。) 350点 5 耳 400点 6 鼻、副鼻腔 400点 7 口腔 400点 8 咽頭、喉頭 650点 9 甲状腺 650点 10 乳腺 650点 650点 12 精巣(睾丸)、精巣上体(副睾丸) 400点 13 末梢神経 1,620点 14 心筋 6,000点 注 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、100点を所定点数 に加算する。 D418 子宮腟部等からの検体採取 1 子宮頸管粘液採取 40点 2 子宮腟部組織採取 200点 3 子宮内膜組織採取 370点 D419 その他の検体採取 1 胃液・十二指腸液採取(一連につき) 210点 2 胸水・腹水採取(簡単な液検査を含む。) 180点 3 動脈血採取(1日につき) 50点 注 血液回路から採血した場合は算定しない。 4 前房水採取 420点 5 副腎静脈サンプリング(一連につき) 4,800点 注1 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、透視、造影剤注入 手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれる ものとする。 2 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E400に掲げる フィルムの所定点数により算定する。

5 点

6 鼻腔・咽頭拭い液採取

第5節 薬剤料

区分

D 5 0 0 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき 1 点未満の端数を切り上げて得た点数に 1 点を加算して得た点数とする。

- 注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。
 - 2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第6節 特定保険医療材料料

区分

D600 特定保険医療材料

材料価格を10円で除して得た点数

注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。